



## 高額療養費の請求はお済みですか？

医療機関、薬局で支払った1カ月の医療費の合計額が一定額（自己負担限度額）を超えている場合は、高額療養費として請求ができます。

自己負担限度額については、年齢等により取扱いが異なります。また、加入されている保険者で請求方法等が違いますので、各保険者にご確認ください。

※治療を受けた日の翌月の1日から2年を経過しますと、時効となり払い戻しができませんのでご注意ください。

※確定申告で医療費控除を申請される方は、申告前の確認をお勧めします。

### 70歳未満の方の区分

区分	1ヶ月の自己負担限度額	多数該当 (4回目以降)
上位所得【ア】	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
上位所得【イ】	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般【ウ】	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般【エ】	57,600円	44,400円
低所得【オ】	35,400円	24,600円

### 70歳以上75歳未満の方の区分

区分	1ヶ月の自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得	Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 《多数該当：140,100円》
	Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 《多数該当：93,000円》
	Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》
一般	18,000円	57,600円 《多数該当：44,400円》
低所得	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円
	8,000円	

#### ●医療の適正化にご協力ください ～保険証は正しく使いましょう～

社会保険等加入や転出などにより国民健康保険の資格を喪失する場合は、国民健康保険証は市役所窓口へご返却ください。また、その旨医療機関等にお申し出ください。

国民健康保険証を提示し医療機関等で診療等を受けた日が、社会保険等加入日以降の場合は、国民健康保険が給付した医療費を返還していただくことになります。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973



## 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当の支給期間が令和4年3月31日まで延長になります！

給与の支払いを受けている国民健康保険の被保険者（個人事業主は対象外）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、療養のために仕事を休み給与が支給されなくなった期間に対して傷病手当金が支給されます。

申請には医療機関や事業主からの証明が必要となります。対象者や支給額の詳細については、広報うきは10月15日号や市のホームページに掲載していますのでご確認ください、申請される際は、事前にお電話でお問い合わせください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973